

## 狐川を美しくする会規約

(目的)

第1条 この会は、狐川を清潔にし、河川を美しくする美化運動を保護し、美しい町づくりの実現を期することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、「狐川を美しくする会」という。

(事業)

第3条 この会は、第1条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 狐川を美しくする運動の企画、実践
- (2) 美化推進のための調査研究
- (3) その他目的達成に必要な事項

(事務局)

第4条 この会の事務局は、「鳥取市役所内」におく。

(組織)

第5条 この会は、狐川に接する町内会及びこの会の趣旨に賛同する者または団体で構成し会員とする。

(役員)

第6条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名、副会長 若干名、幹事 若干名、監事 2名
- (2) 役員は、総会において会員の中から選出する。
- (3) 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- (4) 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は学識経験者の中から会長が委嘱し、会長の求めに応じて助言を行う。

(役員の仕事)

第8条 会長は会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 監事は会計監査にあたる。

(総会)

第9条 総会は年1回開催し、事業計画、予算決定、その他重要事項を審議決定する。ただし、会長が必要と認めたときは随時開催することができる。

(書面による議決)

第10条 次の各号のいずれかに該当すると会長が認めるときは、総会に付議する事項について書面による審議決定を行うことができる。

- (1) 震災、風水害又は感染症への対応等により総会を開催することが困難と認めるとき。
- (2) 至急の審議決定が必要で総会を開催する余裕がないと認めるとき。

2 会長は、前項の規定により書面による審議決定を行った場合は、速やかにその結果を報告しなければならない。

(経費)

第11条 この会の必要経費は、補助金、負担金、寄附金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第12条 この会の事業年度は、毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。

附 則

- 1 この規約は、昭和62年2月19日から施行する。
- 2 この規約施行後、最初に選出される役員任期は、規約第6条3号の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までとする。
- 3 この規約施行後、昭和61年度に係る経理は、規約第11条の規定にかかわらず、昭和61年、62年度分を通算して執行する。

附 則

- 1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和3年5月7日から施行する。